

町政70周年記念事業 寄附ガイドライン



愛川町
令和7年2月

はじめに

このガイドラインは、町政70周年記念事業に対する寄附(以下「70周年寄附」という。)の受入れに関する基本的なルールを定めたものです。

70周年寄附の申込方法

70周年寄附にあたっては、令和7年12月26日(金)までに所定の寄附申込書を提出してください。

なお、寄附をしようとする方(以下「寄附者」という。)が法人であり、本社が愛川町にない場合、「企業版ふるさと納税」を活用して70周年記念事業への寄附を行うこともできますが、その場合は手続き方法が異なりますので、政策秘書課までお問い合わせください。

※個人が行う「ふるさと納税」では、70周年寄附の受付をしておりません。

70周年寄附の流れ

1

寄附のご検討・ご相談【寄附者】

町政70周年記念事業への寄附についてご検討いただき、メールまたは電話にて随時ご相談ください。

2

寄附申込内容及び対象事業の事業費確認【愛川町】

ご相談いただきました寄附の詳細や対象事業費を確認いたします。

3

70周年寄附として受入れの可否について回答【愛川町】

寄附の受入れ可否を寄附者に回答いたします。
併せて、「寄附申込書」など必要書類をメールまたは郵送でお送りいたします。

4

寄附の申込み【寄附者】

所定の寄附申込書に必要事項をご記入の上、メールまたは郵送にて政策秘書課まで送付をお願いいたします。

5

寄附金の払い込み方法のご案内【愛川町】

寄附のお申込みを確認次第、町から寄附者へ寄附の払い込み方法をお知らせし、納付書を送付いたします。
※原則、納付書払いとなります。

6

寄附の払い込み【寄附者】

納付書が届き次第、金融機関にて寄附金の納付をお願いいたします。

7

受領証明書の交付・町ホームページ等で公表【愛川町】

町が寄附をいただいた寄附者に対して受領証明書を交付します。
また、公表を承諾いただいた方のみ町広報紙やホームページ等でお名前等を公表いたします。

70周年寄附の税法上の取扱い

○個人の場合

確定申告が必要になりますが、所得金額の40%相当額を限度として、次の計算式で所得控除を受けられます。

$(\text{その年中に支出した特定寄附金の額の合計額}) - (2\text{千円}) = (\text{寄附金控除額})$

○企業・団体の場合

法人税法上の寄附金控除が受けられ、寄附金の全額を損金算入できます。

その他／問い合わせ先

70周年寄附による寄附金は町政70周年記念事業に活用いたしますので、その他の用途での活用を希望される寄附の場合やご不明な点がございましたら、ご相談ください。

【提出・問い合わせ先】

愛川町 総務部 政策秘書課

〒243-0392 神奈川県愛甲郡愛川町角田251番地1

Tel:046-285-6924(8:30~17:15/平日のみ)

Fax:046-286-5021

メールアドレス:seisaku@town.aikawa.kanagawa.jp